



セカンドオピニオン

株式会社武蔵野銀行

2025 年 6 月 16 日

「むさしのグリーン定期預金」フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は武蔵野銀行の「むさしのグリーン定期預金」フレームワーク(2025 年 6 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2021、ICMA)

■資金使用

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電、蓄電池(容量市場、卸電力事業、需給調整市場等の電力市場を活用して電力事業を行う、蓄電池事業に対する融資)
エネルギー効率	以下の評価を得た新たな建物の建設、購入または既存建物の修繕 ・ZEH: ZEH Oriented 以上 ・ZEH-M: ZEH-M Oriented 以上 ・ZEB: ZEB Oriented 以上 ・LCCM: 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター等第三者機関が発行した LCCM 住宅認定書を取得しているもの

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

1. 武蔵野銀行の概要

- 武蔵野銀行はさいたま市大宮区に本店を置く地方銀行。1952年に創立し、埼玉県内の93店舗を含む100店舗を展開する。預金量は約5兆円。創業以来「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、郷土「彩の国さいたま」の地元銀行として総合金融サービスの向上に努め、地域経済・社会への貢献に努めている。
- 2019年3月に「武蔵野銀行SDGs宣言」を制定・公表し、2021年9月には「サステナビリティ推進委員会」を設置するとともにTCFD提言への賛同を行うなど、サステナビリティ経営推進に向けて態勢を整備し、本業を通じた持続可能な地域づくりや役職員の理解向上などに取り組んでいる。
- 武蔵野銀行グループは、SDGsの目標達成に貢献するため、全役職員が取り組むことを以下に宣言している。

(銀行の責任・役割)

地域経済の持続的発展に貢献するため、金融仲介機能を発揮するとともに、お客さま本位の業務運営を常に実践します。

(持続可能な地域社会)

産業や雇用、まちづくりや生活など、持続可能な地域社会の創造に貢献するため、行政・企業・NPOなど多様な主体とのパートナーシップのもと取り組みを行ってまいります。

(地球の持続可能性への貢献)

気候変動や人権などの課題を自分ごとと捉え、グローバルな持続可能性に貢献します。

- 2021年12月にサステナビリティ、環境、投融資、人権の4つの方針を定め、気候変動や人権といったグローバルな課題や国内外の金融経済における脱炭素の動きに対応するとともに、より実効性のあるサステナビリティ経営の実践を目指している。環境方針、投融資方針、人権方針については、それぞれより詳細な方針が策定されている。

名称	要旨
サステナビリティ基本方針	当行の経営理念「地域共存」「顧客尊重」に基づき、地域活性化を実施し、中長期的な視点で経済価値と社会価値の両立を目指します。
環境方針	気候変動や脱炭素、生物多様性といった諸課題について、地球環境の視点を踏まえつつ、地元埼玉の地域特性も考慮し、事業活動を通じた取り組みを全役職員で行います。
投融資方針	環境、社会、経済の持続可能性に対し、ネガティブな影響を及ぼす産業・企業セクターへの投融資を回避します。
人権方針	あらゆる事業活動や商品・サービス提供において、関わる全てのステークホルダーの人権や多様性を尊重します。

- 投融資方針については環境・社会・経済に肯定的で前向きな影響を与える事業に対しては積極的に投融資していくとする一方、環境・社会に負の影響を与える可能性が高い特定セクターに対しては原則、取り扱わないといった方針が定められている。なお、武蔵野銀行グループはサステナビリティ推進委員会において、投融資に関する取り組みの状況についての報告を行い、取り組みの向上・改善に努めている。

- ・ 武蔵野銀行グループは、秩父山地から広がる武蔵野台地、荒川や利根川などの河川を擁する埼玉県
の地元金融グループとして、ESG 金融の取組みを通じ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、
「気候変動への対応」および「生物多様性保全」に向けた取組みを進めており、環境方針を以下に定め
ている。

■環境方針

1. 本業である金融仲介機能の発揮を通じた環境保全

当社の従業員が「品質の向上及び環境保護が事業活動の重要な課題の一つである」との理解を深め、高い
品質・環境保護意識を持ち行動できるように、啓発を行います。

2. 環境負荷低減への取組み

武蔵野銀行グループの事業活動における持続可能なエネルギー利用、資源循環、廃棄物削減、汚染防止、グ
リーン調達など環境負荷の低減に努めてまいります。

3. 環境関連法規等の遵守

武蔵野銀行グループは、環境に関連する法令等を遵守するとともに、SDGs やカーボンニュートラルへ向
けた取組みなどの社会的要請を企業行動につなげてまいります。

4. 全員参加と情報開示

武蔵野銀行グループは、環境方針が役職員全員に浸透し、一人ひとりの行動につながるよう周知・啓蒙す
るとともに、環境方針を開示し、取組状況を積極的に公表してまいります。

5. 管理体制

武蔵野銀行グループは、サステナビリティ推進委員会において、環境に関する取組みの状況についての報
告を行い、取組みの向上・改善に努めます。また、必要に応じて本方針にかかる見直しの検討を行います。

- ・ 地域社会の「脱炭素化」実現に資するサステナブルファイナンスの実行金額について、2021 年度から 2030
年度の 10 年間の累計で 1 兆円実行する目標を設定している。今般開始する「グリーン預金」は、目標達成
に向けて取り組む施策の一環である。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。既存融資に充当する場合は過去 5 年以内に実行された融資案件が対象となる。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」に該当する。

■グリーン預金の概要

通貨：	円
募集対象：	法人
最低預入額：	1,000 万円(大口定期預金で運用)
預入期間：	1 年
適用利率：	大口定期預金の店頭表示金利

(2) 環境改善効果

- 適格クライテリアは再生可能エネルギー及びエネルギー効率に関する事業である。適格プロジェクトへの融資は CO2 排出量の削減をもたらすと見込まれる。
- 太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電は、全て再生可能エネルギーによる発電である。
- 蓄電池事業は電力系統や再生可能エネルギー発電所などに接続する蓄電池で、電力系統につないで利用される。電力が余った時には蓄電し、電力が不足した時には放電することで、系統電力の安定化を図ることができる。再生可能エネルギーの出力制御量や出力制御時間を低減することができ、再エネの促進につながるとともに、火力発電による調整を削減することが可能となるため、CO2 排出量の削減が期待できる。
- ZEHは外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
- LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅は住宅の建設から廃棄までライフサイクル全体を通じて CO2 排出量をマイナスにする住宅である。

<SDGs への貢献>

- ・ グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- ・ 適格クライテリアは武蔵野銀行が策定した「武蔵野銀行 SDGs 宣言」「サステナビリティ基本方針」「投融资方針」及び「環境方針」に整合するものとして設定されている。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 適格クライテリアの設定および武蔵野銀行の各方針との整合性の確認は、法人コンサルティング部法人企画グループで確認した。
- ・ 充当対象となるプロジェクトは、法人コンサルティング部法人営業グループが適格性を確認して選定される。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 充当対象となるプロジェクトは全て法人コンサルティング部法人営業グループが融資審査の過程において環境・社会的リスクを評価し、必要に応じて現地調査や法令・条例の順守状況を確認し、融資の可否判断を済ませたものである。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金の充当状況は、法人コンサルティング部法人企画グループが行内システムを用いて管理する。当該調達資金が適格プロジェクトへの融資に充当するまでの間は、現金または現金同等物で管理される。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	- グリーン預金残高 - 充当したプロジェクトの内容と融資残高 - 未充当金額	グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上	武蔵野銀行のウェブサイト
環境改善効果	- CO2 排出削減(見込)効果(t-CO2) - 建物における取得した認証と棟数	グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上	

- 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標として CO2 排出削減(見込)量で示される。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。